

平成 2 1 年度市町村当初予算（普通会計）の概況

平成 2 1 年 4 月 2 8 日

茨城県総務部地域支援局市町村課

1 予算の特徴（総合予算編成団体）

県内 4 4 市町村全てが総合予算を編成している。（平成 2 1 年 3 月末時点）

平成 2 1 年度の県内市町村の当初予算規模は、9 6 0 , 7 8 7 百万円で、対前年度比 1 . 6 % の増となっている。

平成 2 1 年度当初予算の特徴としては、歳入面において、国の地方財政対策により地方交付税の増額措置等がなされたものの、景気悪化の影響による企業収益の減等を反映した地方税（特に法人税割等）の大幅減などにより、一般財源総額が前年度当初予算を下回る状況となっている。

その一方で、歳出面においては、社会保障関係経費である扶助費が増加しているほか、小中学校の改築など喫緊に取り組むべき事業も多いため、地方債の活用や基金繰入金により財源不足に対応するなど厳しい予算編成となっている。

予算規模が前年度に比して増加しているのは、4 4 市町村中 2 6 市町村（昨年度も同数）となっている。

【当初予算規模】

（単位：百万円，%）

区 分	当 初 予 算 額		地財計画対前年度増加率
	当初予算総額（44市町村）	対前年度増加率	
H 2 1	960,787	1.6	1.0
H 2 0	945,730	1.6	0.3
H 1 9	931,136	0.3	0.0

【暫定・骨格予算編成団体】

	暫定予算編成市町村	骨格予算編成市町村
H 2 1	なし	なし
H 2 0	なし	なし
H 1 9	なし	取手市，茨城町，五霞町

2 主な歳入（総合予算編成団体）

- ・ 地方税は、景気後退による企業収益の悪化を反映した市町村民税法人税割の大幅減などにより、対前年度比4.3%の減（地財計画では4.0%の減）と6年ぶりのマイナスとなっている。
- ・ 各種交付金は、県の自動車取得税の減収に伴う自動車取得税交付金の減等により7.9%の減となっている。
- ・ 地方交付税は、国の地方財政対策における増額措置等により2.9%の増（地財計画では2.7%の増）となっている。なお、地方交付税に臨時財政対策債を加えた実質的な地方交付税の額は10.3%の増（地財計画では15.0%の増）となっている。
- ・ 国庫支出金は、社会保障関係経費である扶助費の増に伴う国庫負担分の増や小中学校の改築事業等の国庫補助の増などにより5.4%の増（地財計画では2.2%の増）となっている。
- ・ 繰入金は12.8%の増（昨年度は7.2%の減）となっており、基金を取り崩して財源不足に対応する厳しい状況にある。
- ・ 地方債は、臨時財政対策債並びに合併特例債の増等により31.4%の増（地財計画では23.2%の増）となっている。

【歳入の状況】

（単位：百万円，％）

	H 2 0 予算額	H 2 1			
		予算額	増減額	増減率	構成比
地方税	448,998	429,706	19,292	4.3	44.7
地方譲与税	16,575	15,399	1,176	7.1	1.6
各種交付金	41,357	38,080	3,277	7.9	4.0
地方特例交付金	4,134	4,913	779	18.8	0.5
地方交付税	121,513	125,076	3,563	2.9	13.0
分担金・負担金	13,058	13,351	293	2.2	1.4
使用料・手数料	20,164	19,862	302	1.5	2.1
国庫支出金	75,228	79,305	4,077	5.4	8.3
県支出金	46,782	48,931	2,149	4.6	5.1
繰入金	31,089	35,056	3,967	12.8	3.6
繰越金	11,616	11,155	461	4.0	1.2
地方債	79,208	104,060	24,852	31.4	10.8
うち臨時財政対策債	25,502	37,148	11,646	45.7	3.9
うち合併特例債	26,403	32,119	5,716	21.6	3.3
その他	36,008	35,893	115	0.3	3.7
合 計	945,730	960,787	15,057	1.6	100.0

【一般財源総額等の状況】

(単位：百万円，%)

	H 2 0 予算額	H 2 1			
		予算額	増減額	増減率	構成比
一般財源総額(地方税 + 交付税 + 臨財債 + 譲与税等)	616,722	612,242	4,480	0.7	63.7
交付税 + 臨財債	147,015	162,224	15,209	10.3	16.9
地方債 (臨財債除き)	53,706	66,912	13,206	24.6	7.0

臨時財政対策債 (臨財債) とは、地方一般財源の不足に対処するために発行される特例地方債 (赤字地方債) である。

【地方税の状況】

- ・ 市町村民税 (7 . 0 % の減) . . . 企業収益の急激な悪化に伴う法人税割等の減
- ・ 固定資産税 (2 . 0 % の減) . . . 評価替え等による家屋分等の減

(地方税の内訳)

(単位：百万円，%)

		H 2 0 予算額	H 2 1			
			予算額	増減額	増減率	構成比
普 通 税	市町村民税	207,946	193,442	14,504	7.0	45.0
	個人均等割	4,076	4,153	77	1.9	1.0
	所得割	148,788	149,145	357	0.2	34.7
	法人均等割	9,033	9,029	4	0.0	2.1
	法人税割	46,049	31,115	14,934	32.4	7.2
	固定資産税	198,956	195,039	3,917	2.0	45.4
	純固定資産税	197,303	193,384	3,919	2.0	45.0
	土地	65,680	65,629	51	0.1	15.3
	家屋	87,309	83,363	3,946	4.5	19.4
	償却資産	44,314	44,392	78	0.2	10.3
	交付金・納付金	1,653	1,655	2	0.1	0.4
	軽自動車税	4,491	4,682	191	4.3	1.1
	市町村たばこ税	19,740	18,955	785	4.0	4.4
	鉱産税	2	3	1	50.0	0.0
	特別土地保有税	1	0	1	100.0	0.0
	小 計	431,136	412,121	19,015	4.4	95.9
目 的 税	入湯税	403	406	3	0.7	0.1
	都市計画税	17,459	17,179	280	1.6	4.0
	小 計	17,862	17,585	277	1.6	4.1
合 計		448,998	429,706	19,292	4.3	100.0
(参考) 国保税 (料)		87,815	86,303	1,512	1.7	-

3 主な歳出（総合予算編成団体）

- ・ 義務的経費については、社会保障関係経費である扶助費が生活保護費や児童扶養手当の増等により4.5%の増となっている一方、人件費は行財政改革による職員数の減等により0.9%の減、公債費は過去に発行した地方債の償還の減により3.3%の減となり、全体では若干の増となっている。
- ・ 投資的経費については、小中学校の改築事業等の増により、10.8%の増（地財計画では5.1%の減）となっている。なお、当該経費規模は平成16年度当初予算並みであるが、ピーク時の平成5年度（263,040百万円）に比べて5割以下の水準となっている。
- ・ その他の経費のうち、積立金については、合併特例債を原資とした合併特例基金への積立金の減等により22.3%の減となっている。

【歳出の状況】

（単位：百万円，％）

	H20 予算額	H21			
		予算額	増減額	増減率	構成比
義務的経費	455,664	455,793	129	0.0	47.4
人件費	212,224	210,381	1,843	0.9	21.9
扶助費	128,356	134,124	5,768	4.5	14.0
公債費	115,084	111,288	3,796	3.3	11.6
投資的経費	113,384	125,653	12,269	10.8	13.1
うち普通建設事業費	113,370	125,640	12,270	10.8	13.1
補助事業費	37,102	46,428	9,326	25.1	4.8
単独事業費	76,268	79,212	2,944	3.9	8.2
その他の経費	376,682	379,341	2,659	0.7	39.5
うち物件費	136,593	139,064	2,471	1.8	14.5
うち補助費等	107,378	109,481	2,103	2.0	11.4
うち積立金	7,776	6,041	1,735	22.3	0.6
うち繰出金	98,642	97,945	697	0.7	10.2
合計	945,730	960,787	15,057	1.6	100.0

4 基金(繰入)の状況(総合予算編成団体)

- ・平成21年度当初予算における基金繰入金は、34,358百万円と対前年度当初予算より4,545百万円増加(15.2%の増)しており、20市町村で基金繰入金合計額が増加している。
- ・うち財政調整基金について、16市町で繰入金が対前年度当初予算を上回る額を計上しているほか、減債基金では12市町、特目基金では23市町村がそれぞれ対前年度当初予算を上回る額を計上している。

【基金繰入金の状況】

(単位：百万円，%)

	H20当初予算	H21当初予算	増減額	増減率
財調基金	13,531	14,919	1,388	10.3
減債基金	7,255	7,759	504	6.9
特目基金	9,027	11,680	2,653	29.4
合計	29,813	34,358	4,545	15.2

5 今後の対応

今後とも、極めて厳しい財政状況が続くことが見込まれるため、集中改革プラン等に基づく徹底した行財政改革に取組み、今後の予算編成に当たっては引き続き真にゼロベースの視点に立った事務事業の抜本的な見直しを図るとともに、徴収対策の一層の強化による税の徴収率の向上、使用料・手数料等受益者負担の適正化等による自主財源の確保に努めるなど、財政運営の健全化を強力に推進していく必要がある。

用語の解説

総合予算

一会計年度を通じて定められる基本的な予算。「通常予算」,「本予算」とも呼ばれる。

暫定予算

予算が年度開始前までに成立する見込みがない場合,新たに地方公共団体が設置された場合,その他特別の理由がある場合に,総合予算が成立するまでの間の暫定的なものとして,一会計年度中の一定期間について最小限度必要とされる経費を計上する予算。

骨格予算

地方公共団体の長や議員の選挙時期等の関係から政策的な判断ができにくい等の事由により,政策的経費等の予算計上を避け,人件費等必要最小限度の経費を計上する予算。

骨格予算は一会計年度を通ずる予算計上を行うものであり,一会計年度の一定期間のみの予算計上を行う暫定予算とは異なるもの。

地方財政計画

翌年度の地方公共団体の歳入歳出見込み額に関するもので,内閣が作成する。地方財政計画の主な役割には次のものがある。

- 地方交付税制度とのかかわりにおいての地方財源の保障を行う
- 地方財政と国家財政・国民経済等との調整を行う
- 個々の地方公共団体の行財政運営の指針となる

普通会計

地方公共団体における地方公営事業会計以外の会計。地方公営事業会計とは,地方公共団体の経営する公営企業,国民健康保険事業,老人保健医療事業,介護保険事業,収益事業,公益質屋事業,農業共済事業,交通災害共済事業及び公立大学附属病院事業等に係る会計の総称。

《歳入》

一般財源

財源の用途が特定されず,どのような経費にも使用することができるものをいう。一般には,地方税,地方譲与税,地方交付税,地方特例交付金などをいう。

国庫支出金

国と地方公共団体の経費負担区分に基づき,国が地方公共団体に対して支出する負担金,委託費,特定の施設の奨励又は財政援助のための補助金等。

都道府県支出金

都道府県の市町村に対する支出金。都道府県自らの施策として単独で交付するものと,都道府県が国庫支出金を経費の全部又は一部として市町村に交付するものがある。

地方交付税

国税のうち所得税,法人税,酒税,消費税及びたばこ税のそれぞれ一定割合を財源とし,地方公共団体が等しくその行うべき事務を遂行することができるよう,一定基準により国が交付するもの。

これにより,経済発展の地位的要因による税収の不均衡を是正し,すべての地方公共団体が合理的かつ妥当な水準で行政を行うのに必要な財源が確保されるようになっている。

普通交付税・特別交付税

地方交付税の内訳であり，94%相当額が普通交付税，6%相当額が特別交付税である。普通交付税は基準財政需要額や基準財政収入額など客観的基準を特に重視して算定されるが，特別交付税は普通交付税の機能を補完し具体的な事情を考慮して交付される。

地方譲与税

国税として徴収し，そのまま地方公共団体に対して譲与する税。地方公共団体の財源とされているものについて，課税の便宜その他の事情から，徴収事務を国が代行している。具体的には，地方揮発油譲与税，地方道路譲与税，石油ガス譲与税，自動車重量譲与税等がある。

地方特例交付金

恒久的な減税に伴う地方税の減収の一部を補てんするため，平成11年度から地方税の代替的性格を有する財源として創設されたものであり，抜本的な税制改正が行われるまでの時限的な交付金。

地方債

地方公共団体が資金調達のために負担する債務であって，その返済が一会計年度を越えて行われるものをいう。

合併特例債

「市町村の合併の特例に関する法律」に基づき合併した市町村が，合併後のまちづくりのための建設事業などを実施する際に発行することができる地方債をいう。

臨時財政対策債

地方公共団体の一般財源不足に対処するために発行される地方債であり，地方交付税の振替えとしての性格を持ち，一般財源と同様に活用できる。

《歳出》

義務的経費

職員の給与等の人件費，生活保護等の扶助費及び地方債の元利償還等の公債費など，地方公共団体の歳出のうち，その支出が義務づけられ任意に削減できない硬直性が極めて強い経費。

投資的経費

道路，橋りょう，公園，学校，公営住宅の建設等社会資本の整備に要する経費であり，普通建設事業費，災害復旧事業費及び失業対策事業費からなっている。

補助事業

地方公共団体が国から負担金又は補助金を受けて行う事業。

単独事業

地方公共団体が国の補助等を受けずに，独自の経費で任意に実施する事業。

《基金》

財政調整基金

地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するための基金。

減債基金

地方債の償還を計画的に行うための資金を積立てる目的で設けられた基金。